

令和7年度運営指導結果 サービス種別：訪問看護

| 申請者名 | 事業所所在地 | 事業所名 | 運営指導日 | 文書による指摘の内容 | 指摘に対する是正状況 | 備考 |
|----------------|---------|---------------------|----------|--|------------|----|
| 医療法人つくし会 | 南国市 | 訪問看護ステーションおおそね | R7.6.12 | 1 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、文書による同意を得ていない事例が認められた。 2 介護報酬の額の算定に当たり、不適切な事例(新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所または介護保健施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行っていないにもかかわらず、所定単位数を算定)が認められた。 | 改善済 | |
| 一般社団法人土佐長岡郡医師会 | 南国市 | 訪問看護ステーション希望 | R7.6.19 | なし | | |
| 医療法人地塩会 | 南国市 | 訪問看護ステーションなんこく | R7.9.18 | なし | | |
| 一般社団法人高知市医師会 | 土佐市 | 高知市医師会立訪問看護ステーション土佐 | R7.7.1 | 1 介護報酬の額の算定に当たり、不適切な事例(ケアプラン上1時間30分以上の訪問が位置付けられていないにもかかわらず、長時間訪問看護加算を算定)が認められた。 2 介護報酬の額の算定に当たり、不適切な事例(緊急時訪問看護加算に係る緊急時訪問を行った際に、算定できない夜間・早朝、深夜に係る加算を算定)が認められた。 | 改善済 | |
| 医療法人五月会 | 須崎市 | 訪問看護ステーションすさき | R7.11.13 | 1 運営規程に不足する事項(虐待の防止のための措置に関する事項)が認められた。 | 改善済 | |
| 一般社団法人のぞみ | 四万十市 | 訪問看護ステーションのぞみ | R7.10.23 | 1 介護報酬の額の算定に当たり、不適切な事例(厚生労働省大臣が定める基準(厚生労働省告示第94号第5)を満たしていない場合に複数名訪問加算を算定。)が認められた。 | 改善中 | |
| 医療法人おくら会 | 安芸郡芸西村 | 訪問看護ステーションげいせい | R7.12.16 | なし | | |
| いの町 | 吾川群いの町 | いの町立訪問看護ステーション | R7.7.17 | 1 運営規程に不足する事項(従業者の員数及び虐待の防止のための措置に関する事項)が認められた。 2 感染症予防及びまん延防止のための指針について未策定であることが認められた。 | 改善中 改善中 | |
| 医療法人前田会 | 高岡郡越知町 | 訪問看護ステーションおち | R7.10.14 | なし | | |
| 医療法人川村会くぼかわ病院 | 高岡郡四万十町 | 訪問看護ステーションくぼかわ | R7.7.17 | 1 介護報酬の額の算定に当たり、不適切な事例(緊急時訪問看護加算に係る緊急時訪問を行った際に、算定できない夜間・早朝、深夜に係る加算を算定)が認められた。 2 介護報酬の額の算定に当たり、不適切な事例(居宅計画上又は訪問看護計画上、訪問看護のサービス開始時刻が加算の対象にならない時間帯に、早朝、夜間加算を算定)が認められた。 | 改善済 | |